

審査体制区分一覧表 (Ver.6.0)

			審査体制区分 1	審査体制区分 2	審査体制区分 3	審査体制区分 4
全体の病床数 (許可病床数)	・一般 ・複合 (一般 + 精神 一般 + 療養 一般 + 精神 + 療養)		20~99床	100~199床	200~499床	500床~
	※	・精神 ・療養 ・複合 [精神 + 療養]		20~199床	200~399床	400床~
サーベイヤー体制			4名 (リーダー+診+看+事)	4名 (リーダー+診+看+事)	7名 (リーダー+診2+看2+事2)	7名 (リーダー+診2+看2+事2)
審査日数	1日目	午前	○			
		午後	○	○	○	○
	2日目	午前	○	○	○	○
		午後	○	○	○	○
	3日目	午前		○	○	○
		午後				○

※感染症病床と結核病床は、一般病床に含めて考えます。

※一般病床・精神科病床・療養病床のうちの一種の病床が全体の病床数の80%以上を占める場合は、当該病床の審査体制区分となります。

例1: 全体の病床数が140床(一般病床40床 + 精神科病床100床)の場合 ⇒ 精神科病床が全体の病床の71% ⇒ 複合(一般+精神)の140床 ⇒ 審査体制区分2

例2: 全体の病床数が140床(一般病床20床 + 精神科病床120床)の場合 ⇒ 精神科病床が全体の病床の85% ⇒ 精神の140床 ⇒ 審査体制区分1